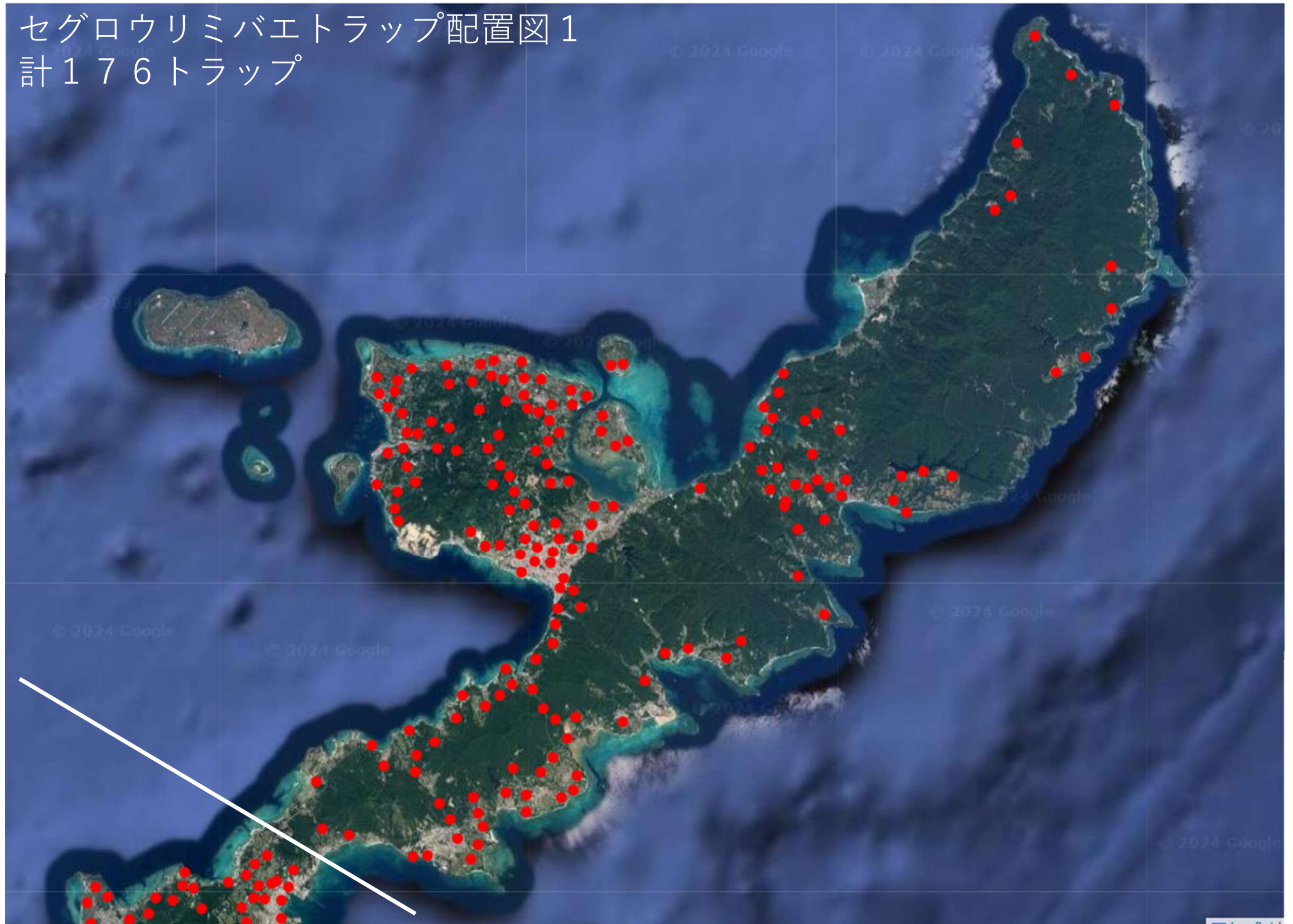


令和7年度セグロウリミバエトラップ調査作業委託仕様書

- 1 作業内容
トラップ誘殺虫の回収作業及びトラップの保守管理
- 2 作業実施地域
沖縄本島26市町村
- 3 指導機関
病虫害防除技術センター
- 4 作業内容及び作業法
 - (1) 既に設置済みのセグロウリミバエトラップに誘殺された虫を2週間に1回の頻度で回収する。
 - (2) 誘殺虫は地点毎に紙封筒に入れ、ミバエ類の誘殺がみられた場合は封筒に「有」と記入する。
 - (3) 回収した誘殺虫はすみやかに病虫害防除技術センターに持ち込む。
 - (4) 調査薬剤は、県が提供したものを4週間毎に交換する。
 - (5) トラップに蟻等が侵入しないよう防蟻剤を塗布し、トラップ周辺の雑草等は刈り取る。
 - (6) 強風等でトラップが破損、紛失した場合は速やかに交換する。なお、代替トラップは病虫害防除技術センターが提供する。
 - (7) セグロウリミバエトラップはセグロウリミバエの今後の誘殺状況によって増設する可能性があり、トラップ設置数の上限400個に対応できること。
- 5 調査業務の対象経費
 - (1) 調査業務で直接的に必要な経費は、需用費、賃金、旅費、使用料・賃借料、役務費、業務管理費とする。
 - (2) 一般管理費で計上する際は、防技センターへ事前に調整すること。
- 6 打ち合わせ
委託作業実施前、中間、業務完了の計3回打ち合わせを行う。
- 7 報告書等について
誘殺虫の搬入時にトラップ番号、ミバエ類の有無、トラップの状況を記した調査報告書を封筒と合わせて提出する。業務完了時に作業状況の分かる代表的な写真を添付した報告書を作成して提出する。
- 8 その他
この仕様書に定めのない事項は、県の指導又は指示を受ける。

セグロウリミバエトラップ配置図 1

計 176 トラップ



セグロウリミバエトラップ配置図 2
計 193 トラップ

